

令和 6 年度

荒川中部農業水利事業
仮設調整池撤去設計業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局荒川中部農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

荒川中部農業水利事業仮設調整池撤去設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営荒川中部土地改良事業により仮設調整池の撤去に係る実施設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする仮設調整池は、埼玉県深谷市武蔵野地内で施行位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。

- 1 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- 2 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 4 現地調査を行う際には、施設内へ立入る日程等、詳細について監督職員と打ち合わせた後、安全を確保したうえで実施するものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1-8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1-10 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

設計の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改定）年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和 5 年 4 月
2	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(公社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月

(設計条件)

第 2-2 条

設計作業における条件は、次のとおりである。

仮設調整池容量 $V=16,805\text{m}^3$
復旧ほ場（畑地）約 $11,000\text{m}^2/10$ 筆
表土深 $0.4\text{m}\sim 1.1\text{m}$

（貸与資料等）

第 2-3 条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
平成26年度 導水幹線仮設調整池実施設計その他業務 報告書	1式
平成27年度 導水幹線仮設調整池設置工事 成果品	1式
平成27年度 導水幹線仮設調整池他ゲート設備製作据付工事 成果品	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第 2-4 条

第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業		
1-1. 資料検討	1式	
1-2. 現地調査	1式	
2. 調整池撤去設計		
2-1. 調整池撤去計画検討	1 式	
2-2. 仮置土の精査	1 式	
2-3. 残土処理の検討	1 式	
2-4. 数量計算	1 式	
2-5. 特別仕様書作成	1 式	
2-6. 図面作成	1 式	
2-7. 概算工事費積算	1 式	
3. 点検とりまとめ	1 式	

（設計作業の留意点）

第 3-2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 設計に当たっては、貸与資料等により構造を把握し、安全性・施工性・経済性について考慮し

なければならない。

- 2 仮設調整池の埋戻材については、原則、過年度工事で発生した建設発生土（別紙 2 参照）を流用することを想定している。

なお、建設発生土の流用に当たっては、土量・土質の精査を行い、埋戻材に適するかの確認を行わなければならない。

- 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 4 第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

- 6 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<https://nn-techinfo.jp> を参照。

・新技術情報システム（NETIS）は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。

- 7 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

- 8 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第 3-3 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- （1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- （2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- （1）受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- （2）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- （3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に

URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑

性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（現地調査実施後）

第3回 中間打合せ（設計段階）

第4回 中間打合せ（細部設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副 2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県深谷市岡2381-1 関東農政局荒川中部農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第3-1条に示す「作業項目及び数量」以外の作業内容を追加する場合
- 4 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 5 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 6 履行期間の変更が生じた場合
- 7 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 8 その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。